

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月19日作成)

法令名	養鶏振興法(昭和35年4月1日法律第49号)
根拠条項	第10条第1項
処分の概要	ふ化業者登録の取消
法令の定め	都道府県知事は、登録ふ化業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取消することができる。 1 ふ化場が登録の要件に適合しなくなったとき。 2 新たにふ化場を開設した場合において、確認を受けずに当該ふ化場において種卵をふ化する事業を行ったとき。 3 偽りその他不正な手段により確認又は登録を受けたとき。 4 この法律又は家畜伝染病予防法、若しくはこれらに基づく命令の規定、及びこれらに基づく処分に違反したとき。 5 法人であって、その役員のうち前二号の一に該当する者があるとき。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号: 011-204-5439)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ (電話番号: 011-204-5439)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月19日作成)

法令名	養鶏振興法(昭和35年4月1日法律第49号)
根拠条項	第14条
処分の概要	法定義務履行のための措置命令
法令の定め	都道府県知事は、登録ふ化業者がこの法律に規定する義務を履行していないと認めるときは、当該登録業者に対し、当該義務を履行させるため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号:011-204-5439)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課食肉鶏卵グループ (電話番号:011-204-5439)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)